

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平群町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和五年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値地形図データ更新）
- 二 測量の地域 平群町の一部
- 三 測量の期間 令和五年三月一日から同月三十一日まで